

軽米町教育振興基本計画

(令和5年度～令和9年度)

令和5年3月策定

軽米町教育委員会

ごあいさつ

コロナ禍の中で送る社会生活は3年が経過しました。この間、令和2年3月から全国一律に学校の臨時休業となり、令和2年度当初は、全国的には学校休業を継続した地域がたくさんみられました。学校再開後も3密の回避や換気、消毒など予防対策を講じながらの教育活動を余儀なくされています。令和4年度に入りオミクロン株による新規感染者が急増し、今後も十分なコロナ対策を講じて教育活動、社会活動を行っていくことが求められています。

この間、学校や家庭における生活や環境が大きく変化し、子どもたちの行動にも大きな影響が出ていることは明らかです。子どもたちが得られるはずだった学びの機会や経験も減少しており、人と人との距離が広がり、不安や悩みを相談できない状況も生まれています。これは子どもたちに限ったことでは無く、大人の社会にも当てはまることと考えます。

こういう状況だからこそ、軽米が持つ多様な豊かさや地域とのつながりを大切にして教育を進めることが必要です。その中で、知・徳・体を総合的に兼ね備えた人間形成と社会を創造する能力を伸ばすことを目指して、教育を推進していくことが大事であると思います。

軽米町は、昭和62年に「生涯学習の町」を宣言し、これまで「協働・参画によるまちづくり」に向けて、町民の主体的な学習活動が展開されて参りました。

今般、前の計画を引き継ぐ形で、令和5年度から令和9年度までの5カ年計画で新しい軽米町教育振興基本計画を策定いたしました。

この基本計画は、町の教育行政の指針となるものであり、本計画に沿って生涯学習をはじめ、学校教育、生涯スポーツ、芸術文化の振興など教育施策を積極的に推進するベースとなるものです。

今後、本町の教育振興を図るため、本計画に掲げた各施策の方針等に基づき、多方面の教育分野に渡り、教育委員会はもちろんのこと、学校、家庭、地域の皆様が一体となって教育活動に取り組んでいただきますと共に、町民各位の深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

おわりに、この基本計画の策定にご尽力賜りました審議会委員の方々をはじめ、関係各位に心より感謝を申し上げます。ごあいさつといたします。

令和5年3月

軽米町教育委員会

教育長 小林 昌 治

軽米町教育目標

わたくしたちは、町民憲章の精神を受け、明るく住みよい町づくりをすすめる望ましい町民となるために次の目標を定めます。

1. 健康な心とからだをつくり、進んで仕事に励む人
1. きまりを守り、進んで社会のために尽くす人
1. 思いやりの心を育て、進んで助け合う人
1. 豊かな情操を養い、進んで教養を高める人
1. 自然と文化を大切にし、進んで郷土の発展に努める人

軽米町社会教育目標

わたくしたちは、明るく住みよい町づくりを進める町民となるために次の社会教育目標を定めます

1. 生涯学習に励み、教養を高める町民
2. スポーツに親しみ、健康を増進する町民
3. 生活改善に努め、くらしを豊かにする町民
4. 温かい心を持ち、互いに助け合う町民
5. 郷土を大切にし、住みよい町づくりに励む町民

軽米町学校教育目標

わたくしたちは、広い視野に立ち、生涯にわたり学び続ける心と、町民との協働による、明るく住みよい町づくりの担い手となる人材を育てるために次の学校教育目標を定めます

1. 自ら学び、考え、行動する、知性と創造力豊かな人
2. 勤労を尊び、心身ともに健やかに自立した人
3. 生命を大切にし、互いに認め合う思いやりのある人
4. 自然と文化・伝統を大切にし、郷土を愛する人
5. 規律を守り、平和を愛し、世界に貢献できる人

目 次

基 本 計 画

I 序 論

計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨 3
2. 計画の性格 3
3. 計画の期間 4
4. 計画の構成 4

II 総 論

第1章 教育を取り巻く諸情勢と課題

1. 人口減少・少子高齢化の進行 6
2. 超スマート社会（Society5.0）の到来 6
3. グローバル化の進展 7
4. ライフスタイルの変化・価値観の多様化 7
5. 求められる生涯学習の在り方 7

第2章 教育施策の基本方向と体系

1. 生涯学習の推進 9
2. 学校教育の充実 9
3. 生涯スポーツの振興 10
4. 多様で個性ある文化の創造 10

III 各 論

【 施策体系図 】 13

第1章 生涯学習の推進

1. 生涯学習推進体制の充実 14
2. 家庭と地域の教育力向上の推進 15
3. 生涯にわたる学習活動の支援 17
4. 社会教育環境の整備・充実 18

第2章 学校教育の充実

1. 幼児教育の充実 20
2. 義務教育の充実 20
- (1) 確かな学力を育む教育の推進 20

i	児童生徒の学力の向上	20
ii	キャリア教育の推進	22
iii	グローバル人材の育成	22
iv	学校教育の情報化の推進	23
(2)	豊かな心を育む教育の推進	24
i	道徳教育の充実	24
ii	生徒指導の充実	25
iii	環境教育の推進	26
(3)	健やかな体を育む教育の推進	27
(4)	特別支援教育の充実	28
(5)	地域と共にある学校づくりの推進	29
(6)	教育環境の充実	30
3.	中高一貫教育の充実	31
4.	教職員研修の充実	32
第3章 生涯スポーツの振興		
1.	スポーツ施設の整備・充実と活用促進	33
2.	スポーツ活動の活性化	33
第4章 多様で個性ある文化の創造		
1.	芸術文化の振興	35
2.	文化遺産の保存と伝承	36

実施計画

実施計画の策定と推進

1.	策定の目的	39
2.	期間	39
3.	点検と見直し	39
4.	主要事業	39

基本計画

I 序 論

I 序 論

計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

社会が大きく変化する中では、一人一人が直面する困難な諸課題に立ち向かい自らの力で乗り越えていくことが必要であり、そのためには生涯にわたり学び続けるとともに、それを可能とする生涯学習社会の実現が求められています。

当町では、町の将来像である「豊かな自然と恵みと彩り、歴史と食文化薫るにぎわいのまち」平成23年度（2011年度）～令和2年度（2020年度）の総合発展計画に基づき策定された軽米町教育振興基本計画により、学校教育、生涯学習および生涯スポーツの3つの視点に立ち、教育の振興に取り組んできました。

近年、ICT（情報通信技術）の普及やグローバル化、少子高齢化が進行するなど、社会経済の状況は変化し教育に関する課題も複雑化・多様化しています。さらに、平成29年（2017年）3月には学習指導要領が改訂され令和2年度（2020年度）から小学校で、令和3年度（2021年度）から中学校で全面実施になるとともに、状況の変化に対応した方向性が必要となっています。

そこで、国や県の教育基本計画及び軽米町総合発展計画に基づき、軽米町教育基本計画を策定しました。今回策定する基本計画では、今までの計画に引き続き進められてきた諸施策を踏まえ、この間の社会の変化に対応しながら、教育行政を総合的かつ計画的に推進するため、「軽米町教育振興基本計画」を策定し、本町教育の基本目標と取り組むべき施策の体系をあきらかにするものです。

2. 計画の性格

本町では、最上位計画として令和3年度（2021年度）に軽米町総合発展計画を策定し、令和12年度（2030年度）を目標年度とした町の将来像を定め、それを実現するために7つの基本目標を立てています。

教育分野においては、教育基本法第17条第2項の趣旨を踏まえ、軽米町総合発展計画との整合を図り、教育分野における総合計画として、本町の教育のめざすべき姿を掲げ、その具現化に向けてどのように教育を振興していくかを明らかにしています。

さらに、この計画で示す方向や施策については、町民の理解と協力、さらには積極的な参画を求め、国や県に対しては必要な支援、協力を要請していきます。また、本計画は国連サミットで採択されている「持続可能な開発目標SDGs」達成のため、国民・政府・自治体等の主体的な取組が求められており、その目標と連動し推進していきます。



3. 計画の期間

この計画は、令和5年度を初年度とし、令和9年度を目標年次とする5ヵ年計画とします。

4. 計画の構成

この計画は、「基本計画」（序論、総論、各論）並びに「実施計画」で構成します。

- ① 序論、総論においては、基本的事項と教育を取り巻く社会の変化について述べ、令和5年度から今後5年間の展望した本町教育の振興方向及び施策体系を明らかにします。
- ② 各論においては、総論に基づき、教育振興の基本的方針を実現するための施策の方向を明らかにします。
- ③ 「実施計画」では、「基本計画」の実効性を確保するため、具体的な事業計画を明らかにします。

なお、この間において、国、県の施策や社会情勢の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

Ⅱ 総論

Ⅱ 総論

第1章 教育を取り巻く諸情勢と課題

1. 人口減少・少子高齢化の進行

日本の人口は、平成20(2008)年の1億2,808万人をピークとして、長期の人口減少過程に入りました。令和2(2020)年12月の人口は1億2,751万人で、平成29年4月に国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の将来推計人口」によると、令和35(2053)年には1億人を割って9,924万人になると推計されています。

一方、65歳以上人口は増加傾向が続き、令和24(2042)年には3,955万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されています。高齢化率は、令和18(2036)年には33.3%で国民の3人に1人が65歳以上となり、その後も総人口が減少する中で65歳以上人口が増加することにより高齢化率は上昇が続くと予測されます。

軽米町の人口は平成27(2015)年の国勢調査では9,333人、令和2年は8,421人と減少が続いています。このような中で児童生徒数の減少も顕著になり学校統合を進め、平成26年度にはそれまでの小学校4校、中学校4校から、旧町村単位の軽米小学校、晴山小学校、小軽米小学校の小学校3校と軽米中学校の1校に統合しました。また、岩手県教育委員会においても、県立高校における入学者の減少などから高校再編が進められており、県立軽米高校も平成25年度からそれまでの3学級120人から1学級減の2学級80人の募集定員となっています。現学習指導体制を継続できるよう定員の確保を目標として取り組んでいかなければなりません。

進む少子化の影響から子供同士の交流不足などにより、社会性を育てる場が減少しているため、コミュニティ・スクール等による地域を学ぶ学習体験や多様な交流の機会を作るなどして、他者に対する思いやりや協調性を育てていくことが求められています。また、高齢化社会が到来していることから、高齢者が楽しく集う場所の確保や、高齢者のための学習や文化・スポーツ活動の機会を充実させるとともに、長年培ってきた豊かな知識・経験を生かす機会づくりも求められています。

2. 超スマート社会（Society5.0）の到来

情報通信技術の進歩により、近年急速に高度情報化が進展しています。国（内閣府第5期科学技術基本計画）では、デジタル化が進んだ先に実現する社会を「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会（Society）」として、超スマート社会（Society5.0）と呼んでいます。

狩猟社会（Society1.0）に始まり、農耕社会（Society2.0）に移行し、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）へと続く社会と説明しており、

IOTと呼ばれる「インターネット」と「モノ」がつながる技術を中心に、必要なモノ・サービスを、必要な人に必要な時、必要な量だけ提供できることで幅広い分野で産業構造の変革が起き、少子高齢化や地方の過疎化、貧富の格差などの社会課題の解決に資するモノやサービスが生まれるとされています。

町では、平成21年度から地域情報通信基盤整備推進交付金を活用し町全体に光ファイバー網を整備し、平成23年度からは、東日本電信電話株式会社と契約を結んで施設を貸し出すことで、超高速インターネットサービスの提供を開始するとともに、地上デジタルテレビ放送・BS放送の再送信、かるまいテレビ等のサービスを開始しています。

今後は、この超高速インターネットサービス環境をさらに有効活用し、教育行政や各種行政手続きのオンライン化により、遠隔教育、遠隔医療、見守り体制の整備などを進めることが求められます。より一層の情報教育の充実に向けた体制作りのためICT環境の活用に向けた教員研修も求められています。

さらに、メディアとのかかわり方を上手に抑制し、高度情報化に伴う人間関係の希薄化や情報をめぐるモラルや権利の保護など情報機器をめぐるトラブルを未然に防ぐ取組も必要となっています。

3. グローバル化の進展

交通・通信手段の発達によりスポーツ、文化などいろいろな分野で外国との交流が行われ、企業経済活動も国の枠を超えて営まれています。

また、環境、エネルギー、食料、経済などの問題が、地球的規模の課題にもなっています。

国際交流が拡大している現代社会では、英語を始めとした語学力を身に付けたコミュニケーション能力の高いグローバルに活躍できる人材が求められており、小学校からの外国語教育を充実させながら、語学力を高め、中高生の海外派遣等を継続的に実施し、人材育成を進めて参ります。

4. ライフスタイルの変化・価値観の多様化

技術の進歩により余暇時間が増え、人々の意識や価値観が多様化し、ゆとりや豊かさを求めて様々なライフスタイルへの欲求が強くなっています。

芸術文化、スポーツ・レクリエーション活動など幅広い事業展開と町内外の人々との交流活動等を推進し、豊かで質の高い生活を実現することが求められています。

本町に暮らす町民一人一人が、日常生活の中でも社会の変化に対応した新たな知識や技術の習得や自分に合った学習活動により、充実した生活と生きがいのある人生を送るため、「生涯学習のまちづくり」を継続発展させていく必要があります。

5. 求められる生涯学習の在り方

深刻な課題である少子化問題に関し、国では「次世代育成支援対策推進法」

や「少子化社会対策基本法」に基づく「少子化社会対策大綱」などを踏まえ対策を推進しています。その中では教育の無償化・負担軽減、認定こども園の設置促進、子育て支援の充実、地域住民等の参画によるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働活動、親の学習機会の提供などによる家庭教育の支援といった地域ぐるみで子供の教育に取り組む環境整備等を進めています。

また、高齢社会においては、価値観が多様化する中で、学習活動や社会参加活動を通じた心の豊かさや生きがいの充足の機会が求められ、日常生活の中でも社会の変化に対応した新たな知識や技術を習得する機会が必要となります。

本町は、「生涯学習の町」を宣言し、協働参画による町づくりを進めて30年が経過し、「協働・参画による生涯学習の町づくり」を目標に、学習機会の提供や多様な学習活動、社会参加活動の支援など社会教育を推進し、「生涯学習フェスティバル」など各種団体による自主的な活動が展開されています。

人口減少が進む町を継続発展させるため、時代によって変わる住民ニーズをしっかりと捉えた「生涯学習活動」を推進し、町民と行政による協働の町づくりを進める必要があります。

第2章 教育施策の基本方向と体系

本町教育目標の実現に向けて、次の四つの柱を基本方向とし、計画的かつ総合的に施策を展開することとします。

1. 生涯学習の推進

(総合発展計画 施策2：一人一人がいきいき暮らすまちづくり と連動)

※総合発展計画 軽米町における最上位計画であり、令和3年度に策定され令和12年度を目標年度とし、「一人一人の活力と思いやりが循環するまち」を町の将来像としている。

本町は、昭和62年に生涯学習の町を宣言し、基本理念を「まちづくりは、地域づくりであり、人づくりである」とし、住民誰もがいつでも学習できる体制づくりと、学習の成果を適切に生かすことのできる社会の実現に努めて参りました。今後更に「協働・参画による生涯学習の町づくり」を推進するため、町長を本部長とする生涯学習推進本部を核として、推進体制の充実を図り、住民の自主的・主体的な学習活動の支援に努めて参ります。

学習支援にあたっては、町民の学習ニーズの把握に努め、きめ細やかな情報提供、多様な学習活動、社会参加活動の支援、自主活動団体の育成と町内全域の自治公民館の活動活性化などに努め、魅力ある社会教育の推進に努めます。

また、子供・家庭・学校・地域・行政が一体となって地域の教育課題を解決する実践活動は本県独自の教育振興運動であるが、学校を核とした地域づくりや地域とともにある学校づくりの推進を図り運動を展開していきます。

2. 学校教育の充実

(総合発展計画 施策3：子育て環境日本一を目指すまちづくり と連動)

今日の学校教育に求められているのは、技術革新などにより日々変化する社会に主体的かつ柔軟に対応できる能力を持った人材を育成することです。

これまでの学習指導要領では、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」という知・徳・体の三つの要素をバランスよく育てることにより「生きる力」を育むとしており、平成29年3月に告示された学習指導要領（以下「学習指導要領」と記す）においてもこの「生きる力」の育成が継承されています。

また、学習指導要領が目指す姿として育成すべき資質や能力について「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」の三つの柱を掲げ、育成の過程においては、子供一人一人の個性に応じた資質・能力をどのように高めていくかという視点も重視しております。スマートフォン・テレビ・ゲームなどの機器等と上手に付き合い、家庭においても自ら進んで学習するような環境を作れることを、学校と家庭が連携して取り組んでいくことが大切です。

また、教員研修等の充実やICT機器の活用により「わかる授業」を展開し児

童生徒の学力の向上を図ります。

集団生活の中で社会性を身に付け、「豊かな人間性」を培うために、道徳教育や体験学習などを通して、自らを律し他者と協調し、思いやる心や感動する心などを育て参ります。特にいじめへの対応については、今後とも学校や地域全体で取り組んで参ります。

多くの子供がスクールバスで登校することも一つの要因かと思われませんが、児童生徒の体力水準が全体として低下していることや、本町が他の地域と比較して肥満の傾向が大きいことが指摘されています。「健やかな体」を培うには、継続的な運動を通して体力を付け、正しい食生活や早寝早起きなど健康的な生活習慣を身に付けることが大切です。

地域コミュニティの中心であった学校が、統合により距離が遠くなった地域が多いことから、学校は自らの教育活動について情報を発信し、コミュニティ・スクールの推進を図りながら保護者や地域の人たちの参加や協力を求めていくなど、開かれた学校づくりを進めることが大切です。

3. 生涯スポーツの振興

(総合発展計画 施策2：一人一人がいきいき暮らすまちづくり と運動)

技術革新や就労形態の変化に伴い、労働時間の短縮が進み、住民のスポーツ・レクリエーションへの欲求が多様化しています。また、住民の健康保持と体力の向上を図るためには、スポーツ振興は大変重要な役割を担っています。

従って、町民の多様なニーズに応え、生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しむことのできる環境整備が求められています。

町内のスポーツ関係団体と連携協力し、町民が生涯にわたりスポーツに親しみながら、健康の保持増進と体力の向上を図り、明るく豊かで生きがいのある生活を営むことができるようスポーツ施設の整備に努めるとともに、競技力の向上や各種スポーツイベントの開催、ニュースポーツの紹介等を推進します。

4. 多様で個性ある文化の創造

(総合発展計画 施策5：多様な交流が生まれる魅力あるまちづくり と運動)

公民館活動としては、町文化協会所属の団体が多様な文化的活動を行い、生涯学習フェスティバルや郷土芸能発表会、かるまい朗読会など住民が主体的で活発な取組として行われています。

また、本町には、優れた伝統芸能や価値の高い有形・無形文化財、町の成り立ちや先人の足あとを知る上で欠くことのできない遺跡、民俗文化財が数多く残されています。

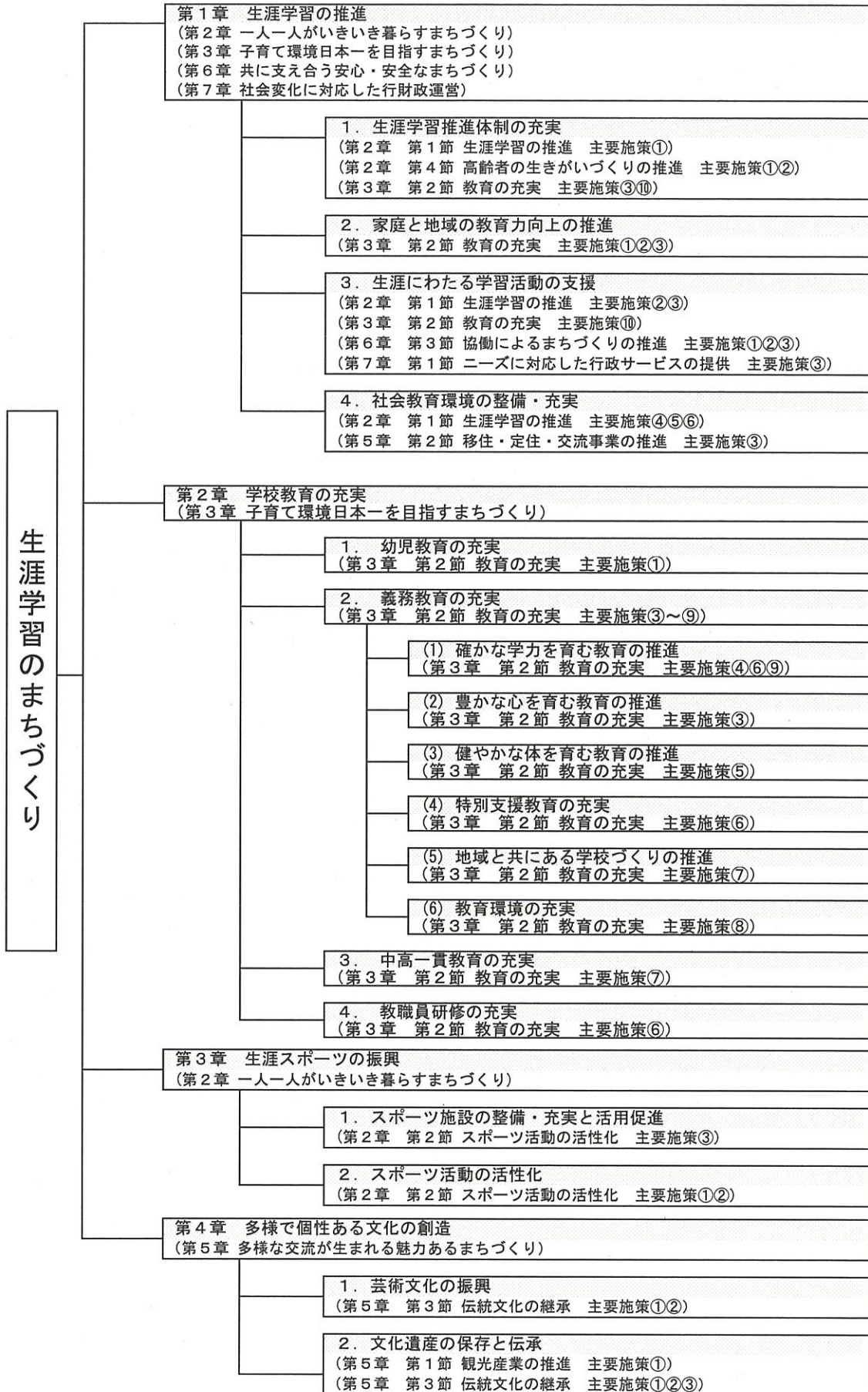
さらに芸術文化活動を活性化させるためには、地域固有の文化を正しく評価、継承し、情報発信していくことが重要です。

古くから伝わる個性豊かな地域の文化を守るため、郷土芸能の伝承活動の支援

と、彩りのある芸術文化活動を推進するとともに、文化財の調査・保存及び活用を図りながら貴重な文化財の保護に努めます。

論 各 Ⅲ

【 施 策 体 系 図 】



※表中 () は総合発展計画と連動

第1章 生涯学習の推進

1. 生涯学習推進体制の充実

【現状と課題】

町民の多様な学習ニーズに対応するため、学習情報の発信、魅力ある学びの機会を提供することにより、学習意欲を喚起し、自発的・主体的な学習活動に結びつけていく必要があります。併せて、地域の連帯感の醸成と地域活動の活性化に向けた活動支援のほか、地域づくりの役割を担うリーダーや指導者の養成を図る必要があります。

また、家庭・学校・地域社会が一体となり、地域のコミュニティを中心とした学校づくりを進め、多様な教育活動の展開により、青少年の「生きる力」を育むとともに、グローバル化、高度情報化に的確に対応できる青少年を育成することが肝要です。

こうした中で、多様な学習ニーズに応えるため、社会教育関連施設との事業調整を図りながら、町民参加による協働・参画を進め、様々な分野において学習活動が活発に行うことのできる推進体制の充実を図る必要があります。

さらに、学習意欲を喚起するため、魅力ある講座の開設により、興味・関心を自発的・主体的な学習活動へ結びつけ、町づくりに生かしていくことのできる環境を整える必要があります。

【施策】

① 生涯学習推進体制の充実

本町の生涯学習に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、生涯学習推進本部が中心となって、町民、団体、関係機関と行政が連携し住民参画型の生涯学習推進体制の整備を図り、「まちづくりは、地域づくりであり、人づくりである」という基本理念に沿った各種事業の推進に努めます。

町民の生涯にわたる学習活動を支援するため、現在建設中のかるまい文化交流センターの生涯学習拠点施設としての機能を充実させ、誰もが利用しやすい運営管理に努めるとともに、学習情報の発信や各種講座の開設等に取り組み、学習環境の整備充実を図ります。また、町民の交流の場としての活用促進を図るため、各種イベントの開催や団体活動の支援に努めます。

② 学習情報の提供

関係機関・団体の事業、行事等の調整を図り、生涯学習活動を一元的かつ体系的に示す生涯学習カレンダーを毎年発行します。

また、町民の自主的・自発的な学習を支援するため、学習情報の収集に努め、広報紙やホームページのほか、各種メディアを有効活用して学習情報の提供に努めます。

さらに、町民の学習意欲を喚起するため、生きがいや生活課題の解決などに向けて、関係機関と連携しながら多様な学習機会の充実を図ります。そのために、若者から高齢者まで、各世代の声やニーズを把握し、それぞれの世代にあった学習メニューの開発や、ICTの活用など多様な学習方法を工夫し、学習機会の提供に努めます。

③ 協働・参画の町づくり

コミュニティ組織の活動を充実させるため、自治公民館の整備や地域活動の支援策を推進するとともに、地域活動を支える人材の育成や担い手確保の支援などを進めます。また、既存のコミュニティ単位に捉われない新たなコミュニティ形成も視野に入れ、多様なコミュニティ組織が「結いの精神」を持って、住民相互に支え合えるまちづくりを推進します。

さらに、町民と行政が協働して地域課題を学習する機会を設けるとともに指導者の養成を図りながら、自ら企画し、学習の場を提供する団体等への支援を行い、社会参加を奨励して地域力を高めます。

2. 家庭と地域の教育力向上の推進

【現状と課題】

少子高齢化、技術革新、グローバル化等が進み、教育をめぐる状況がますます変化していくものと予測されます。

人間が成長する過程で、基礎的な資質や能力、人格を育成する重要な役割を担っているのは家庭です。しかし、近年、核家族化の進行など社会状況の変化に伴い、家庭の教育力の低下が指摘されています。また、子供たちのコミュニケーション能力の低下への懸念、青少年の社会参画をさらに推進していく必要性、高度化・複雑化する情報メディアへの対応など、青少年を取り巻く環境は常に変化しています。

そこで、子供が基本的な生活習慣を身につけられるよう、家庭の教育力の向上に努めるとともに、家庭・学校・地域社会が一体となり、未来を担う子供たちを地域全体で育てていく必要があります。

【施策】

(1) 健やかな成長を育む家庭教育の支援

① 発達段階に応じた学習機会の提供

家庭の教育力の向上を図るため、子供を持つ親などを対象に、子供の発達段階に応じた子育て、しつけ、食育などに関する家庭教育学級や各種講座を開設し、参加を奨励します。また、子育てや家庭教育に関する啓発資料や学習情報の提供に努めます。

② 相談体制の整備と交流の場の提供

子育てに不安や悩みを抱え、孤立しがちな保護者を支援するため、保健・医療・福祉等の関係機関との連携・協力により、相談体制の整備に努めるとともに、子育てをする親の仲間づくりを促進し、親同士の交流の場を提供します。

(2) 青少年の心を育む学習活動の支援

① 地域ぐるみの活動の推進

自分たちの地域を理解し、郷土を愛する心や主体的に学ぶ意欲を持つ人間性豊かな青少年を育成するため、伝統文化の継承や世代を超えた交流など、地域ぐるみの活動を支援します。

併せて、子供たちの学びや成長を支えるため、地域住民や豊富な社会経験を持つ人材等の協力を得て、放課後子供教室事業やスクールガード活動等の地域学校協働活動の充実を図ります。

② 体験的な活動機会の充実

青少年の豊かな心や郷土を愛する心を育むため、地域の特性を生かした体験活動や異年齢、世代間が交流できる活動等、体験的な活動機会の充実を図ります。

③ 青少年団体活動の支援

子ども会活動をはじめ、各種青少年団体など青少年に自主的かつ創造的な活動機会を提供する団体の活動を支援します。青少年の豊かな心や郷土を愛する心を育むため、地域の特性を活かした体験活動や異年齢、世代間が交流できる活動等、体験的な活動機会の充実を図ります。

併せて、子ども会活動をはじめとする、各種青少年育成団体の活動を支援するとともに、それらの団体との連携を図り、仲間と共に地域の課題に取り組む社会活動やボランティア活動等の学習機会の充実を図ります。

(3) 地域と学校の連携・協働の推進

学区の広域化により、学校と地域の関わりが重要視されています。地域住民が学校や子供たちと関わりを深めながら、家庭や地域の教育力の向上を進めるため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）との連携を図りながら子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを推進します。

① 地域学校協働活動の実施

地域住民の参画を得て、子供たちの学びや成長を支えるため、地域住民や豊富な社会経験を持つ人材等の協力を得て、放課後子供教室事業やスクールガード活動等の地域学校協働活動の充実を図ります。

② 教育振興運動の推進

未来を担う子供たちを健やかに育み、家庭や地域の教育力の向上を図るため、「子供・家庭・学校・地域・行政」5者の連携による教育振興運動の充実を図ります。

子供・家庭・学校・地域・行政がそれぞれの役割を果たしながら、主体的に学ぶ意欲に満ちた人間性豊かな青少年を育成するため、地域が抱える教育課題（全県共通課題「情報メディアとの上手な付き合い方」、地域の教育課題「基本的な生活習慣の向上」）の解決を図り、多くの大人が子供たちと関わり、地域全体で子供たちを育む環境づくりを推進します。

3. 生涯にわたる学習活動の支援

【現状と課題】

ライフスタイルの多様化など社会が変化する中で、町民は健康で文化的な生活を求めており、学習ニーズも多様化しています。

また、心豊かで生きがいのある人生を過ごすため、様々な学習の機会が求められています。一方、情報化、高齢化、過疎化の進行等による連帯意識の希薄化により、地域に根差した活動が停滞するなど、地域づくり活動の活性化が課題となっています。

このため、地域の連帯感の醸成と活性化に向けた学習機会の提供に努めるほか地域づくりの役割を担うリーダーや指導者が求められています。

また、高齢者が人生の中で培ってきた豊かな経験や知識・技術を活用し、積極的に社会参加するための世代間交流事業など、様々な活動の場や機会づくりに努める必要があります。

【施策】

① 多様な学習活動の支援

地域の多様な学習ニーズ、課題解決や活性化が持続的に行われるための方策や、高齢者の社会参画促進、生きがいや生活課題の解決などに向けて、関係機関・団体等との連携により、豊かな学習機会の提供に努めるとともに、町民の主体的な学習活動を奨励するために、学習意欲と創意工夫を生かした講座の開設や講師派遣の支援を行います。

また、学習の成果を発表、実践できる環境の整備に努めるとともに、活動グループの育成及び支援に努めます。

② 高齢者の学習活動支援

生涯の価値観が多様化する中で、学習活動や社会参加活動を通じて心の豊かさや生きがいの充足の機会が求められるとともに、日常生活の上でも社会

の変化に対応して絶えず新たな知識や技術を習得する機会が必要となります。

また、一人暮らし高齢者の増加も背景に、地域社会において多世代が交流することの意義が再認識されています。

高齢者が生きがいをもって健康で豊かな生活ができるように、学習内容の充実を図り、高齢者の知恵、技術を積極的に活用した世代交流を行うなど、高齢者の社会参加を進めます。

③ 社会参加活動の促進

「協働・参画による生涯学習の町づくり」という視点に立ち、身近な社会参加活動を支援する地域リーダーの活用を促進するとともに、男女共同参画の観点に立ち、男女が共に各人の生き方、能力、適性を考え、社会のあらゆる分野の参画に向けての啓発活動や学習機会の拡充に努めます。

4. 社会教育環境の整備・充実

【現状と課題】

町民の学習ニーズに応えるためには、社会教育行政の関係者が新たな学習機会の提供や学習方法の在り方等についての研修や掘り起こしを継続して行うとともに、社会教育活動の中心的役割を担う社会教育主事の養成と配置を進めるなど社会教育活動を支える推進体制を整備することが重要です。

また、社会教育関係施設の多くは、老朽化が著しく、改築や整備が必要な状況になっています。町民の主体的な学習活動を支援するための拠点となる施設の整備・充実を図る必要があります。

【施策】

① 社会教育の専門職員の養成と配置

社会教育事業の専門的事項の企画等における指導・助言を行うため、計画的な社会教育主事の配置に努めます。

② 社会教育関係職員研修の充実

町民の多種多様な学習ニーズに応えるため、社会教育関係職員の研修の充実を図るとともに、専門研修への参加を促し職員の資質の向上に努めます。

③ 社会教育関連施設の整備充実

町民が、生涯学習に関する情報や学習機会について、総合的、効果的に推進するため社会教育関連施設の適切な運営と計画的な維持管理を進めます。

また、各種コミュニティ組織の活動を充実させるため、拠点となる自治公民館の整備支援を継続して進めます。

④ 図書館運営の充実

人生をより豊かに生きるため、生涯にわたって本に親しむ活動の推進を図ります。

子供の豊かな情操を育むため、0歳児から継続して本に親しむ機会の提供や読み聞かせ活動を通じた子供の読書推進、学校・家庭・地域の連携により学校図書館活動を支援し、読書習慣の定着に努めます。

また、身近で親しみのある図書館を目指し、図書や視聴覚資料など多様な資料の収集とサービスの充実を図り、社会の変化に対応した知識や解決力の習得に資する図書館活動を推進します。併せて、読書活動を支える人材育成・活用を図ります。

町民の読書活動を推進するため、図書館ボランティア等と連携し、各種講座の開設や読書への関心を深める機会を提供しながら、さらなる利用者の拡大に努めます。

第2章 学校教育の充実

1. 幼児教育の充実

【現状と課題】

幼児教育は、自制心や規範意識、コミュニケーション能力の開発など、小学校入学に向けた集団生活への対応能力を身に付けさせることと同時に、基本的な生活習慣の習得や体力の強化など家庭教育の不足を補う役割を果たします。

本町の幼児教育関係施設は、令和3年度において町立幼稚園と保育園が統合となった新たな認定こども園1つと2つの町立保育園が設置されており、各地区における幼児教育の役割を担っています。

町立幼稚園の閉園により、幼児教育を提供する軽米町立施設は無くなったものの幼児期の教育と義務教育の連携は、円滑な就学のためにもますます求められています。

【施策】

① 認定こども園・保育園と小学校との連携

育ちと学びの連続性の視点から、小学校教育への円滑な接続を図るため、小学校と関係施設による相互参観の実施など、共通理解のもと連携を図るよう努めます。

合同研修会の実施などを通し、子供たちの成長・発達が滑らかに促されるようにするために、それぞれの教育・保育内容について互いに学び、教員や保育士等の相互理解を深めた上で、学びの連続性に配慮した架け橋期のカリキュラムの作成に努めます。

2. 義務教育の充実

(1) 確かな学力を育む教育の推進

i 児童生徒の学力の向上

【現状と課題】

学力調査等の結果から課題を把握し、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得と、思考力・判断力・表現力等の育成を図っています。本町の児童生徒の「授業の内容がわかる」割合は、県比・全国比においてやや高い傾向が見られており、正答率についても総体では県比・全国比と同等かやや高い結果が出ております。これらのことから、各学校の取組に一定の成果が表れてきているものと考えています。

一方で、教科や学年によっては学習内容の定着に課題が見られることから、学力向上に向けて、不断の授業改善が継続して求められます。

また、家庭学習をはじめとした目的を持って自ら学ぶ力について課題が見られることから、学習に関する意識の向上や学び方の学習など、自立した学習者となるための取組を今後一層重視し取り組んでいくことが求められます。

今後も、知識及び技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度の涵養を図り社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるための資質・能力を身に付けさせることが求められています。

【施 策】

① 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進

「いわての授業づくり3つの視点」に基づき、国語・算数（数学）・英語を核として、授業の改善及び教員の授業力向上が推進されるよう、個別学校訪問や学力向上事業の充実を図ります。

併せて、学校公開研究指定を継続し、教員相互の授業参観や校内研修など教科横断的な学校全体の組織的取組により、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善が図られるよう支援を行います。

② 各種調査結果の分析・活用

国・県による学力調査に加え、対象学年以外の児童生徒に対し学力検査を実施します。学習定着状況の適切な把握・分析の基、各学校の実態に応じた課題解決を図り授業改善に活用します。適切な目標設定のもと学力向上に向けた授業改善や学校組織全体の取組が推進されることを支援します。

③ 学習習慣形成の推進

学校と家庭が連携して学習習慣の形成を図るため、メディアの利用状況を把握したり、メディアコントロールを推進しながら、学力向上のための家庭の理解促進に努めます。

また、「次代を担う軽米の子」に家庭学習の考え方を掲載し、家庭学習の充実を図るとともに、家庭学習に取り組む意識についても高めていきます。

④ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

児童生徒に学習内容を確実に定着させ、また学習内容を広げ深めるために学力向上支援員を配置し少人数指導やティーム・ティーチングを取り入れたり、理解や習熟の程度に応じた指導や補完的な学習及び発展的な学習など、必要に応じた重点的指導や指導方法に配慮します。また、一人一人に応じた学習活動・学習課題の提供を通し個別最適な学びの充実に努めます。

さらに、並行して多様な他者と協働しながら進める協働的な学びを推進する中で、これらを一体的に充実させるよう努めるとともに、NIE（新聞教育）授業やICT（情報通信技術）活用により、児童生徒の読解力の向上と情報活用能力の育成に努めます。

⑤ 小中連携の推進

小中9年間を見通した系統性、計画性のある教育課程の編成を推進し学習指導、生徒指導の連続性に配慮した、きめ細やかな指導の充実を図ります。

また、交流授業や授業研究会、合同行事の開催等により、小中連携を積極的に推進します。

ii キャリア教育の推進

【現状と課題】

本町では、児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる勤労観・職業観を育てるために、町内の各種事業所の協力のもと、平成18年度から中学生による職場体験（キャリアスタートウィーク事業）を実施しています。平成22年度には、キャリア教育の実践により文部科学大臣から、優良団体賞を受賞しました。

現代社会においては、小中学生の時期に、家庭や地域で勤労を体験する機会が少なくなってきており、勤労観や職業観が自然に養われる機会が少なくなっています。児童生徒一人一人に働くことの意義や尊さを理解させ、正しい勤労観や職業観を育てることは重要となっており、社会人・職業人として必要な意欲や態度を育てるキャリア教育の推進が求められています。

【施策】

① 教育活動を通じた推進体制の確立

学校教育目標等とキャリア教育について関連を図るとともに、キャリア教育担当を中心とし、組織的な校内体制の充実を図ります。

児童生徒の発達段階に応じた系統的なキャリア教育が実践されるよう、キャリア・パスポートの活用と、小中9年間の系統を見据えた全体計画及び指導計画の整備を支援します。

② 家庭・地域・産業界と連携した社会体験活動の充実

商工会や農業委員会、町内事業所、関係機関による「キャリア教育推進協議会」と連携し、キャリア教育への支援を依頼します。

また、キャリアスタートウィーク事業を通し、受入事業所を含めて、子供たちに伝えるべき「職業の特性」「実社会でのモラルやマナーの体得」「コミュニケーション能力の向上」など教育的意義の共通理解を深めながら推進するよう連携強化を図ります。

iii グローバル人材の育成

【現状と課題】

グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力はこれまでのように一部の業種や職種だけでなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、国際的に広い視野をもって活躍する人材が求められています。

本町では、平成7年度から中高生の海外派遣を実施し、国際的視野に立った人材育成を目指すとともに、英語力のさらなる向上を図るため、平成23年度から中学生の英語検定受験料を全額助成しています。

一方、小学校においては、中学年の外国語活動、高学年の外国語を通して、将来に向けた国際的なコミュニケーション能力の育成が求められています。

今後も、小・中・高等学校における円滑な学びの接続を行うために、教員の指導力の向上や授業の工夫改善を図る研修、外部人材の活用などにより、外国語教育の充実を一層図っていくことが必要です。

【施策】

① 教育活動を通じた推進体制の確立

学校教育目標等と国際理解教育と関連を図るとともに、国際理解教育担当を中心とし、組織的な校内体制の充実を図り、児童生徒が異文化と関わる実践的な学習活動と関連事業の推進に努めます。

また、小学校外国語教育の一層の充実のために、教職員を対象とした研修等を実施し、外国語活動及び外国語の授業力向上を図ります。

② 外国語指導助手の活用

小・中学校に外国語指導助手を派遣し外国の習慣や文化に対する興味・関心を高めるなどの国際理解教育を充実させるとともに、小学校においては、外国語教育の拡充に対応するため、専門性を一層重視した指導を行うことができる体制の構築を支援します。

③ 海外派遣研修の実施

中高生を海外に派遣し、外国の文化や風土に直接触れることを通して、異文化理解や国際交流に対する意識や、コミュニケーション能力の向上を図り国際感覚豊かなグローバル人材の育成に努めます。また、感染症禍においては同等の経験ができる研修事業を実施し、継続した育成を図ります。

iv 学校教育の情報化の推進

【現状と課題】

学習指導要領では、情報活用能力は、言語能力、問題発見・解決能力と並ぶ学

習の基盤となる資質・能力の一つと位置付けられています。日々進化する情報化社会に対応できる資質・能力を養うための施策であるGIGAスクール構想の実現に対応するために、本町では、高速大容量の通信ネットワーク、児童生徒1人1台の情報端末、大型提示装置等のICT環境を整備し外部人材も活用した学習活動を実施しています。

今後、ICT機器を一層有効に活用するための指導方法の研究や、情報活用能力及び情報モラルの育成に関する指導の充実を図る必要があります。

【施 策】

① 教育活動を通じた情報活用能力の育成

組織的な校内体制を整備するとともに、児童生徒の発達段階に応じ、指導目標を明確にしてICTを活用した学習活動を充実させ、情報活用能力の育成に努めます。

② 教育の情報化に関する推進体制の充実

ICTを日常的・効果的に活用するため、教員のICT活用指導力の向上に努めるとともに、ICT支援員をはじめとした専門的な知識を有した外部人材を継続的に活用します。また、ICT環境を継続的に充実させていきます。

③ 情報セキュリティ・モラルに関する資質・能力の育成

児童生徒のインターネット利用状況を把握するとともに、ICTの間違った利用が、個人や社会に経済的・精神的損害を与えることを児童生徒が理解し、正しい情報活用方法を学ぶなど、新たな情報倫理上の課題に対応できる情報セキュリティや情報モラルに関する資質・能力の育成を図ります。

(2) 豊かな心を育む教育の推進

i 道徳教育の充実

【現状と課題】

道徳教育については、平成27年3月の学習指導要領一部改正において、道徳を「特別の教科」に位置付けるとともに、いじめ問題への対応の充実等の観点から内容の改善や指導方法の工夫を図ることなどが示されました。

自他の生命と他者の人権を尊重し、大切にすることを基軸に据えた道徳教育を推進し、学校や社会での集団生活の中で、それぞれの個性を発揮し、豊かな人生を送ることのできる基礎を育てていくことが求められています。

【施 策】

① 学校教育活動全体を通じた道徳教育の充実

学校における道徳教育全体計画や年間指導計画の工夫・改善を通して、学校教育にボランティア活動や自然体験活動、文化芸術体験活動などを適切に位置づけながら学校教育活動全体を通じた道徳教育の質の向上を図ります。

特に復興教育において、東日本大震災被災地との交流活動等を通じて、「絆」や「命」の大切さを学び、自らの生き方や人の在り方について考えを深める学習機会を作ります。

② 「特別の教科 道徳」の充実

「特別の教科」として位置付けられている道徳の趣旨を理解したうえで、その内容や評価、指導の在り方等を見直しながら、道徳教育の要となる道徳の授業の改善を図ります。

③ 家庭、地域社会との連携を深める道徳教育

学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子供を育てる体制を整え、家庭・地域の教育力を高めます。また、児童生徒の自立心や人間関係を形成できる能力の育成を進めるため、スポーツや伝統芸能の継承など、家庭や地域との協働による教育活動の充実を図ります。

ii 生徒指導の充実

【現状と課題】

不登校の原因が多様化・複雑化する中、不登校の出現率は全国的に増加傾向にあり、本町でも一定程度の出現が続いています。背景には、集団への不適應や学習意欲の低下などの学校環境による要因のほか、保護者の養育意識の低下や家庭環境による要因もあり、組織的な対応が一層重要となってきます。

今後も引き続き、学校不適應や問題行動の未然防止、早期発見・早期対応に取り組むとともに、各校で作成した「いじめ防止対策基本方針」の趣旨を踏まえたいじめ防止などの取組を推進する必要があります。

【施策】

① 不登校対策の推進

各校における不登校問題の未然防止や早期発見・早期対応に向け、具体的な取組を進めるほか、不登校児童生徒やその保護者に対して、教育相談員やスクールソーシャルワーカーによる面談や家庭訪問のほか、スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施により、対応を支援します。

また、福祉担当者等と連携したケース会議の開催や必要に応じて病院や児童相談所等の関係機関との連携も図りつつ、ICTの多様な活用方法を検討しながら、学校復帰への支援を行います。

② いじめ防止の取組の推進

「軽米町いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を行うとともに各校の「学校いじめ対策委員会」の機能を充実させ、いじめの積極的な認知、組織的な対応の徹底を図ります。

また、教職員の生徒指導力の向上、いじめ問題対応等の資質能力の向上を推進するとともに、専門性を生かした関係職員・機関との連携や調整を積極的に推進します。

③ 認め合い、高め合う集団の育成や体験活動の推進

学校教育目標と連動した生徒指導の充実による、一人一人に向き合う学級づくりに取り組みとともに、対話のある授業実践により、子供たちがお互いに認め合い、高め合うことができる集団づくりを実現し、自己肯定感が育まれるよう支援します。

また、ボランティア活動等の体験活動への参加を促し、社会参画や地域貢献に対する意欲を育成するとともに、児童生徒が認められ、感謝される経験を通して自己肯定感の醸成が図られるよう支援します。

iii 環境教育の推進

【現状と課題】

地球温暖化や気候変動など地球規模の問題や、身の回りの地域におけるゴミ問題など、かつてない広がりや複雑さをもって環境問題が顕在化しています。

本町の小学校では、太陽光発電など自然エネルギーの活用に係る学習やゴミの分別収集への取組など多彩な学習活動が行われています。

今後も、知識の習得や理解にとどまらず、自ら行動する態度の育成や、これらの問題に関する正しい理解を深め、環境保全に参加する態度や問題解決に向けた行動力の育成が求められています。

【施策】

① 身近な自然や環境問題を題材とした学習の推進

各学校の環境教育に関する年間指導計画に基づき、身近な地域の自然や環境問題について、観察・調査・見学等の体験的な学習を通して、環境保全や資源の重要性等に対する意識を醸成し、環境教育の推進が図られるよう支援します。

② 家庭・地域との連携の推進

家庭と連携した3R運動やSDGs理解、地域の水生生物調査、地球温暖化を防ごう隊への参加などを通して、児童生徒の環境保全への取組と意識を高めます。

※ 3 R 運動 Reduce (リデュース) 廃棄物の抑制、 Reuse (リユース) 再利用、 Recycle (リサイクル) 再利用

(3) 健やかな体を育む教育の推進

【現状と課題】

学校と学校医、学校歯科医が連携し、児童生徒の健康診断、健康相談及び保健指導を適切に行い、感染症予防や健康課題の解決に努めています。しかし、調査等からは、日常の運動が習慣化されておらず、体力・運動能力が低い児童生徒が見られ、その改善に向けた取組が必要です。

また、アレルギー疾患をもつ児童生徒、いろいろなストレスから心の健康に問題を抱える児童生徒も増えています。

規則正しい生活習慣を身に付け、スポーツの楽しさ、喜びを体験させながら、生命を大切にし、自らの健康について考え、行動できる正しい知識と判断力を身に付けることが求められています。

また、学校管理下における安全確保や登下校中の交通事故防止、授業や学級活動における安全指導や防災・防犯教育のさらなる充実が求められます。

【施策】

① 体力向上の推進及びより良い運動習慣の形成

体力・運動能力調査により児童生徒の実態把握に努めるとともに、自らの体力や技能の向上に関心を持たせ、生涯にわたって運動を継続するための基盤となる意欲・態度や技能の育成を図る支援を行います。

② 学校保健の充実

児童生徒の日常の健康観察を重視するとともに、事後指導を含む定期健康診断の適切な実施によるきめ細かな保健管理と学校医や関係機関、家庭との連携を図りながら学校保健の充実に努め、学校保健会の事業を推進します。

また、規則正しい生活習慣を身に付けることを基本とする指導を学校の教育活動に組み込むとともに、校内体制の確立を図ります。

③ 学校安全の充実

児童生徒が安全で安心な学校生活を送るため、施設・設備の点検を実施し危険な状態の発生を未然に防ぐように努めます。

また、地震や火事などの発生を想定した訓練を定期的実施し、児童生徒及び教職員が緊急時に冷静に対応できるように準備します。

通学路における事故防止のため、家庭や地域、関係団体と連携して見守り活動の強化を図ります。

④ 学校給食の充実

学校給食の充実を図るため、発達段階に応じ、栄養バランスのとれた内容と適切なカロリー摂取ができる献立により給食を提供します。

また、給食調理場の施設整備により、安全安心な学校給食の提供に努めます。

学校や家庭と連携し、増加する食物アレルギー疾患を持つ児童生徒の状況を把握し、全ての児童生徒が安全に学校生活を送ることができるよう、個々の実態に合わせた対応を行います。

⑤ 食育の推進

児童生徒が、食に関して正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって健康に生きるための力を育むことを目的とした食育を進めます。郷土の風土や文化などの特性を活かし、地元食材、伝統的な食習慣などを学ぶ機会の確保に努めます。

また、食に関わる人々への感謝と思いやりの心を育てるため、地域や家庭と連携した食育指導の充実に努めます。

(4) 特別支援教育の充実

【現状と課題】

本町では、特別な支援を要する児童生徒をサポートする支援員の配置をはじめ教育相談の実施や関係機関の連携により、支援体制の整備を図って参りました。

一方で、特別な支援を要する児童生徒は増加傾向にあり、インクルーシブ教育に関する理解の促進や、児童生徒一人一人の状況に応じた適切な学習環境の整備等、きめ細かな対応が求められています。

今後も、特別な支援を要する児童生徒の的確な状況把握に努め、適切な教育支援を実施できるように体制を整備する必要があります。

※インクルーシブ教育 障がいのある子供を含むすべての子供に対して、一人一人の教育的ニーズにあった適切な支援により、共に学び共に育つ教育。

【施策】

① 適切な就学支援の推進

幼児教育関係施設や小・中学校における、特別な支援を要する児童生徒の実態把握に努め、福祉や医療機関と連携しながら継続的な就学相談等の対応を行い、特別支援学級や通級による指導等、個に応じた適切な就学支援に努めます。

② 支援・指導体制の充実

特別な支援を要する児童生徒が在籍している学校に対し、支援員を配置するなどきめ細かな対応に努めます。支援員や特別支援教育コーディネーターを対象とした研修や実践交流を実施して適切な支援体制の充実を図ります。また、特別な支援を要する児童生徒や保護者に対する相談・支援体制の充実や、学校施設の環境整備の充実にも努めます。

「個別の支援計画」作成と引継ぎを通し、早期からの一貫した校内支援体制の構築や、学校をサポートする体制の充実を図ります。

③ 交流及び共同学習の推進

特別な支援を必要とする幼児、児童生徒の発達を促すとともに、すべての幼児、児童生徒の理解と認識を深めながら、特別支援学級と通常学級との交流や特別支援学校との交流及び共同学習に積極的に取り組みます。

(5) 地域と共にある学校づくりの推進

【現状と課題】

本町では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成29年4月1日一部改正）を踏まえ、町内4校すべてで「コミュニティ・スクール」を導入し、家庭や地域と協働する学校経営を一層充実させています。

また、「いわての復興教育」の3つの教育的価値「いきる、かかわる、そなえる」のうち、様々な自然災害等に「そなえる」取組を一層充実したものとするため、発達段階に応じた防災教育や、家庭・地域・関係機関が連携した防災教育を推進していく必要があります。

【施策】

① 目標達成型の学校経営の推進

各学校が、全教職員の参加のもとにそれぞれの学校経営計画を策定し、設定した目標や具体的な取組等の達成状況や進め方などの学校評価を行うとともに、その結果と今後の改善策を保護者や地域に広く公表、報告するように支援を行います。また、各校のコミュニティ・スクールの充実についても支援します。

② 学校と家庭・地域との協働の推進

「まなびフェスト」と教育振興運動の目標の共有化を図りながら、今日的な教育課題解決に向け、学校と家庭・地域が連携して取り組むことができるよう支援を行います。

また、地域ゆかりの先人・自然・文化など、地域特有の学習素材を授業等に活用し、郷土に誇りをもつ心の醸成に努めるなど、各学校が特色ある教育活動を推進し、ふるさとを愛する人材を育成するよう支援します。

③ 地域と連携した実践的な防災教育の推進

大きな被害をもたらした東日本大震災や雪谷川・瀬月内川の氾濫の経験を踏まえ、避難訓練を各校の年間指導計画に位置付け、自然災害に対する理解や防災意識を高めるとともに、発達段階に応じて自ら危険を回避する能力の育成を図ります。

学校・家庭・地域・関係機関が連携した地域連携型の防災教育の推進と教育研修の充実を図り、「共助」の精神を兼ね備え、地域の防災に進んで参加するなど、地域防災を支える人材の育成を図ります。

(6) 教育環境の充実

【現状と課題】

本町では、少子化による児童生徒の減少が続き、平成13年3月の学区調整委員会及び平成23年12月の第二次学区調整委員会から出された意見に基づき統廃合を進めて参りました。平成26年度には、町内に3つの小学校と1つの中学校となる統合が実現されています。

平成27年度には、老朽化して耐震強度が不足していた軽米小学校の校舎及び屋内運動場の建設整備も終了し、耐震強度不足はすべて解消しました。

今後は、統合に伴い通学に必要なとなっているスクールバスの効率的な運行管理を行うとともに、児童生徒が安全安心な教育環境で学校生活を送れるよう、築50年を経過した軽米中学校の校舎整備をはじめとした教育施設の整備充実が必要となっています。また、統廃合によって生じた老朽化した廃校舎等の取り壊しが課題となっています。

【施策】

① 教育環境の整備

児童生徒が安全安心な教育環境で学校生活を送れるような施設の管理及び点検・修繕等整備充実に努めます。また、統廃合による遊休施設の有効利用を進めるとともに、老朽化した廃校舎の計画的な取り壊しを進めます。

② 教育用備品の整備

学習指導要領に沿った指導を行うため、教材備品や学校図書館図書等の整備を進めます。また、教育の情報化を推進するため、ICT機器の整備更新などICT活用による教育環境の充実に努めます。

③ スクールバスの運行管理

学校ごとに、各地域における児童生徒数の実態を把握するとともに、実態に応じ効率的で安全なスクールバスの運行に努めます。

④ 通学路の安全確保

児童生徒が安全に通学できるよう、関係機関との協議を通じ通学路の環境整備を図ります。

⑤ 部活動の地域移行

社会情勢を踏まえ、各関係団体等との協議を進めて学校部活動及び新たな地域クラブ活動について検討していきます。

3. 中高一貫教育の充実

【現状と課題】

本町は、平成13年度に連携型中高一貫教育を導入し、6年間の見通しを持った環境の中で、計画的・継続的な学習指導や進路指導、個性の伸長を図るための教育活動が推進されてきました。

今後は、少子化による生徒数の減少が著しいことや、県立高等学校の再編計画が進行中ではあるが、これまで行われてきた中高一貫教育を土台としながら、中高連携した特色のある取組が必要とされています。

【施策】

① 6年間を見通した一貫した指導

英語・数学の授業交流に関わるカリキュラムの作成を中心に、中学校・高校6年間を見通した一貫した学習指導を実施し、生徒一人一人の学力の向上と、適切な進路指導に努めます。中高一貫教育協議会も開催し、事業内容の共通理解と改善を図ります。

また、中高6年間の「総合的な学習の時間」「総合的な探究の時間」を活用した地域学習「かるまい学」を核とし、ふるさとを守り、ふるさとに貢献する人材の育成に努めます。

② 地域との連携

中高一貫教育の取組を伝える「中高一貫だより」を定期的に発行するとともに、中高一貫教育支援者会議などを充実させることにより、保護者や地域住民の意向を踏まえた中高連携を図り、生徒や保護者、地域の期待に応える魅力ある学校づくりに向け、地域との連携体制の一層の強化に努めます。

③ 交流活動の充実

中高教員による授業交流を基軸としながら、中学生による高校授業見学や体験入学など積極的に行い、中高一貫クリーン作戦をはじめとした生徒会活動や学校行事、スポーツ・文化活動等による生徒の交流の充実を図ります。

4. 教職員研修の充実

【現状と課題】

本町では、これまでも県教育委員会と連携を図りながら、多様な研修メニューによる教職員研修を行い、教員の資質向上や、教科指導・生徒指導などの実践的指導力の向上に努めてきました。

今後の研修体系の再編を踏まえた研修の充実を図るとともに、専門性の向上や新たな課題に積極的に取り組む意欲の向上を目指した研修内容の工夫・改善が重要になっています。

【施 策】

① 教職員研修を通じた人材育成

県立総合教育センター、教育事務所と連携を図りながら、教職経験者研修や特別支援教育に係る研修など、教職員の人材育成に資する様々な研修を実施し、教職員としての使命感や自覚、研修意欲の向上及び教職員の人材育成に取り組めます。

② 授業力向上に資する研修の充実

今後の教育の方向性を踏まえ、学習指導要領の趣旨に基づく授業改善やICTを活用した学習指導、拡充される外国語教育に関わる指導等、教職員の授業力向上に資する多様な研修会を開催します。

また、教務主任や研究主任、生徒指導主事等、職務に応じた研修を実施しながら、学校の要となる主任としての資質向上と、学校の組織的運営力の向上を図ります。

第3章 生涯スポーツの振興

1. スポーツ施設の整備・充実と活用促進

【現状と課題】

スポーツ施設については、年代や関心、適正等に応じたスポーツプログラムの充実など、多様化するニーズを把握し、町民のスポーツライフを充実したものとするための環境整備が重要になっています。

本町では、町民体育館、ハートフル・スポーツランドを核として、おかりや元気館、総合運動場などの施設を整備し、町民のスポーツ活動の活性化を図って参りました。

また、かるまい文化交流センターにはフィットネスルームを併設し、運動不足の解消や健康維持のための運動ができるよう整備して参ります。

多様化するスポーツニーズを把握し、町民のスポーツライフを充実したものとするため、今後もスポーツ施設の整備を計画的に進める必要があります。

【施策】

① スポーツ施設の計画的整備

町民のスポーツ・レクリエーション人口及びニーズに合わせたスポーツ施設の整備・充実に努めます。

また、既存施設の計画的な整備補修を進め、有効活用に努めます。

② 学校体育施設開放事業の充実

学校体育施設の開放事業を積極的に進め、地域住民が身近な場所でスポーツ・レクリエーション活動に参加できるように、学校開放事業の継続・拡充を図ります。

③ スポーツ施設の整備・充実・活用促進

町民ニーズに合わせたスポーツ施設の環境整備に努めるとともに、既存施設の計画的な整備補修を進めます。

さらに、かるまい文化交流センターにはフィットネスルームを併設し運動不足の解消や健康維持のための運動ができるようトレーニングマシンなどを整備して参ります。

また、町民が身近にスポーツ・レクリエーション活動を行えるよう、学校体育施設開放事業の推進やスポーツ施設を利用した事業展開を図ります。

2. スポーツ活動の活性化

【現状と課題】

町民のスポーツに対するニーズは年々多様化しており、年代や関心、適性等に

応じたスポーツプログラムの充実や、町民が日常的にスポーツ活動を親しむための環境整備が重要になっています。

町民一人一人が、生涯にわたりスポーツに親しみ、心身ともに健康的な生活を営むことを目的として、町民総参加の軽米町総合体育大会を中心とした各種スポーツ事業を実施してきましたが、少子化や高齢化などの影響や多様なニーズなど今後はレクリエーションや軽スポーツなど取り組みやすいプログラムの推進も進めていく必要があります。

また、競技スポーツの振興を図るため、体育関係競技団体への育成支援を強化し、活性化を図る必要があります。

【施 策】

① スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の充実

町民のニーズに応じたスポーツプログラムやスポーツに関する行事、施設情報を広く町民に提供し、町民のスポーツ・レクリエーション活動への参加機会の充実に努めます。

② スポーツ・レクリエーション推進体制の整備・充実

町内の学校やスポーツ関係団体等の活動を支援し、各団体の活動強化と競技力向上を図ります。

また、スポーツ指導者の育成・確保に努め、各種スポーツ教室などの事業を展開し、指導者の活躍の場の確保を図ります。

③ スポーツ団体の育成・支援

町体育協会やスポーツ少年団、地区体育振興会等のスポーツ関係団体の育成・支援に努め、各団体の活動強化を図ります。

④ 競技スポーツの振興

小中学校、高等学校、各競技団体と相互に連携を図りながら、競技人口の拡大や人材の発掘・育成に努め、競技力の向上を図ります。

⑤ 生涯スポーツの推進

子供から高齢者までスポーツに親しめる町民ニーズに応じたプログラムの充実や町民参加型のスポーツイベントの運営に努めるとともに、広報紙やホームページを活用した情報発信を積極的に行い、町民のスポーツ・レクリエーション活動への参加機会の充実に努めます。

第4章 多様で個性ある文化の創造

1. 芸術文化の振興

【現状と課題】

社会環境が大きく変化していく中で、文化活動に対する町民ニーズは多様化しており、町民が主体的に文化活動に参加できるよう、意識の啓発のほか施設整備や参加機会の拡充など環境整備を図る必要があります。

かるまい文化交流センターの建設を計画的に進め、関係機関や各種団体からの意見を取り入れながら適切な管理運営と施設を活用した芸術文化の推進や多様な世代の交流を推進する必要があります。

芸術文化は人々に感動や生きる喜びをもたらして人生を豊かにするものであると同時に、社会全体を活性化するうえで大きな力となるものです。

今後も、個性豊かで彩りのある軽米ならではの芸術文化を創造していくため町民ニーズに対応し、生涯を通して芸術文化に親しむ環境づくりに努める必要があります。

また、本町では、町文化協会に加盟する芸術文化団体が主体的に活動していますが、会員の高齢化や会員不足により活動が充分とはいえない状況も見受けられます。そこで、芸術文化活動に対する意識の啓発を図るとともに、芸術文化団体の活動支援と育成を図る必要があります。

文化財の保護は、町民一人一人が文化財の意味を理解するとともに、豊かな生活を創造するための町民共有の財産として認識を持つことにより、初めてその目的が達成できます。そのためにも、記録・保存等の調査活動を継続的に進めその実態を明らかにし、町民の文化財愛護思想の啓発を図るとともに、町内外に向け文化財の積極的な活用・発信を図る必要があります。

【施策】

① 芸術文化活動の推進

文化協会と連携を図りながら、各種講座やワークショップを実施し、芸術文化活動に参加する機会を提供します。

演劇・音楽の舞台鑑賞、絵画・書道等の展示を通じ、質の高い芸術文化に触れる機会を提供します。また、小中学生の豊かな感性や個性を育み芸術文化を理解する心を養うため、さまざまな芸術鑑賞の機会を設けます。

② かるまい文化交流センターの整備と活用

かるまい文化交流センターの建設を計画的に進め、効率的な施設整備と適切な管理運営を進め、施設を活用した芸術文化の推進や多様な世代の交流を進めて参ります。

③ 芸術文化団体の育成と支援

芸術文化団体や自主サークルの活動意欲を高め、活動が活発に行われるよう成果発表の場や機会の充実を図ります。

各団体が自主的・意欲的に活動できるよう支援や助成を行います。

2. 文化遺産の保存と伝承

【現状と課題】

本町では、町内に存在する貴重な文化遺産を後世に伝えていくため、開発により失われる遺跡の発掘調査などを行い、記録・保存化を行っています。

さらに、試掘などにより遺跡の分布や内容などを調査し、開発行為との円滑な調整を図ってきました。

また、地域に伝わる芸能については、補助事業などを活用して衣装・道具の整備や、芸能発表の機会を増やし、継承活動の推進に努めてきました。

地域に残る貴重な文化財を守り、後世に伝えていくためには、文化財を正しく理解し、誇りを持ち、大切に守り伝えていくことが大切です。

開発行為などにより文化財の散逸化も危惧されることから、今後とも調査を進め、文化財の由来所在を調査確認し、記録作成を継続的に進め、その実態を明らかにする必要があるとあります。

【施策】

① 文化財の調査と指定の促進

埋蔵文化財の試掘調査・内容確認調査・記録保存のための発掘調査を行い遺物の回収と出土情報の登録・撮影等により、資料の保存及び記録保存を推進します。

町内に多く存在する有形文化財・民俗文化財・記念物など、貴重な文化財を掘り起こし有効な保護を図るため、計画的に文化財の所在や由来の調査・記録を推進します。

また、その中でも貴重又は重要な文化財について文化財指定を進めます。

② 文化財の保存と活用

有形・無形文化財の適切な調査・記録保存に努めるとともに、展覧会や体験学習事業の開催を通し、積極的な活用を図ります。

また、岩手県より譲与された町出土の埋蔵文化財について、適切に管理するとともに、資料の公開に努めます。

郷土芸能等無形民俗文化財については、保存団体の支援や後継者の育成と記録保存を図り、郷土芸能まつり等発表の機会を充実させ、継承保存に努めます。

③ 文化財愛護思想の啓発

軽米町史等の販売促進を図るほか、文化財調査報告書等の発刊及び文化財展等の開催、メディア等への発信を推進し、町の文化財について広く理解されるよう努めます。

実 施 計 画

実施計画の策定と推進

1. 策定の目的

実施計画は、基本計画に掲げられた施策の方向を受けて、計画期間内に重点的に実施すべき事業を主要事業として選定し、その具体的内容を明らかにするものです。

なお、実施計画の推進にあたっては、計画目標を指針として施策の優先度や重要度を勘案し、計画的、効果的な事業の推進に最大限の努力を傾けるものとします。

2. 期間

実施期間は、令和5年度を初年度とし、令和9年度を目標年次とする5カ年計画とします。

3. 点検と見直し

実施計画を推進する過程においては、事業の意義や効果、実施方法などについて、参加する町民や子供の意見を聞く機会を積極的に設け、必要に応じて見直すなど、PDCAサイクル（Plan〔計画〕Do〔実行〕Check〔点検〕Action〔改善〕）を基本とした事業展開を行います。

4. 主要事業

計画期間内において、重点的に実施すべき事業は別に定める。